

# 厚生労働大臣の定める施設基準

当院は下記の施設基準に基づいて診療を行っております。

## 記

### 【基本診療料】

- 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- 歯科外来診療環境体制加算 1
- 精神病棟入院基本料
- 臨床研修病院入院診療加算
- 救急医療管理加算 2
- 診療録管理体制加算 2
- 看護配置加算
- 看護補助加算 1
- 精神科応急入院施設管理加算
- 精神病棟入院時医学管理加算
- 精神科身体合併症管理加算
- 重度アルコール依存症入院医療管理加算
- 医療安全対策加算 2
- 医療安全対策地域連携加算 2
- 感染防止対策加算 2
- 患者サポート体制充実加算
- 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算
- 精神科急性期医師配置加算
- 精神科救急入院料 1
- 看護職員夜間配置加算（精神科救急病棟）
- 精神科急性期治療病棟入院料 1

### 【特掲診療料】

- 歯科疾患管理料注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- 薬剤管理指導料 2
- 検体検査管理加算 2
- 遠隔画像診断
- C T撮影及びMR I撮影
- 無菌製剤処理料 2
- 歯科口腔リハビリテーション料 2
- 精神科作業療法
- 依存症集団療法
- 精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- 精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- 精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料
- 医療保護入院等診療料
- CAD/CAM冠
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 入院時食事療養